



おんせん県おおいた

令和7年度 児童福祉法に係る 事業者説明会

令和8年3月25日

大分県障害福祉課 施設支援班



- **注意事項について** P 3 – 11
- **運営基準について** P12 – 23
- **令和 8 年度における臨時応急的な見直し** P24 – 26
- **こども性暴力防止法について** P27 – 30
- **物価高騰・処遇改善施策について** P31 – 43
- **その他** P44 - 56



注意事項について

- ① 指定・更新・変更申請等の共通様式化について
- ② 変更届の留意事項
- ③ 電子化について
- ④ 事業者連絡用メールアドレス、情報公表制度について
- ⑤ ハラスメント対策の強化について
- ⑥ 障がい者虐待防止について



① 指定・更新・変更申請等の共通様式化について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令19号）の一部改正（令和7年3月31日。令和8年4月1日施行）において、**指定申請・更新申請・変更申請・変更届**はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（以下「国の共通様式」という。）により行うものと制定されました。



令和8年4月1日より共通様式を活用ください。

共通様式は大分県のホームページ（以下サイト）からダウンロードください。

『**障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等の指定手続**』

URL : <https://www.pref.oita.jp/site/syougai-shitei/>
ページ番号 : 2081430

別紙様式第一号

指定障害福祉サービス事業所/指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業所/指定障害児入所施設
指定特定相談支援事業所/指定一般相談支援事業所/指定障害児相談支援事業所
指定・指定更新・指定変更 申請書

大分県知事 殿

所在地
申請者 名称
代表者

年 月 日

表題の事業所・施設に係る指定/指定の更新/指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

法人番号(13桁)

申請者(設置者)	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)				
	連絡先	電話番号	(内線)			
		E-mailアドレス				
法人等の種類	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日		
	代表者の住所	(郵便番号 -)				
フリガナ 名称	フリガナ 名称					
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)				
多機能型事業所に係る指定の申請の場合は○						
指定を受けようとする事業所・施設の種類の	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービスの指定を申請するものに○	今回の指定(更新・変更)申請をする対象事業等に○	既に指定を受けている事業に○	事業の開始予定年月日	本申請書に添付して提出する様式(付表)
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護				付表1
	重度訪問介護					付表1
	同行援護					付表1
	行動援護					付表1
	療養介護					付表2
	生活介護					付表3
	短期入所					付表4
	重度障害者等包括支援					付表5
	自立訓練(機能訓練)					付表6
	自立訓練(生活訓練)					付表6
	就労選択支援					付表7
	就労移行支援					付表8
	就労継続支援A型					付表9
	就労継続支援B型					付表10
	就労定着支援					付表10
	自立生活援助					付表11
	共同生活援助					付表12
	指定障害者支援施設(施設入所支援)					付表13
	指定一般相談支援事業所	地域移行支援				付表14
		地域定着支援				付表14
	指定特定相談支援事業所					付表15
		児童発達支援				付表16
	指定障害児通所支援事業所	放課後等デイサービス				付表16
		居宅訪問型児童発達支援				付表17
		保育所等訪問支援				付表18
	指定障害児入所施設					付表19/20
	指定障害児相談支援事業所					付表15
【既に指定を受けている場合】事業所番号						



②変更届の留意事項

○変更届提出の際のお願い

- 複数の変更届を同一封筒にて提出する場合は、届出ごとに編綴してクリップで留め、提出してください。
- 追加、差替書類を送付する際、「何日付け」で提出した、「どの届出書の追加、差替書類か」をメモや付箋にてわかるようにしてください。
- 原本が必要な添付書類のうち、同一日付けで変更届を提出する場合は、原本は1部、他は写しで良いですが、写しには「何日付け」で「どの届出書」に原本を添付しているかわかるようにしてください。
- 人員基準や加算等、国が示す基準を満たしていない場合は、変更届が受理されていたとしても、給付費の返還が必要になる場合があります。事業者の皆様において、要件・提出書類は必ずよく確認のうえ、提出をお願いいたします。



③問合せの電子化について

指定基準や加算の要件等の問い合わせについて、**令和8年2月9日から原則電子申請でのみ受付**ることとしました。ご理解ご協力をお願いいたします。

(公印省略)

障福第1928号
令和8年2月9日

各障害福祉サービス事業者代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

問合せ方法の電子化について（通知）

平素より、障がい福祉の推進にご尽力いただきありがとうございます。
標記について、令和7年12月9日付け障福第1587号「問い合わせ方法の電子化の試行について（通知）」のとおり、試行的に問合せ方法を原則電子化としておりましたが、今後、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 事業者から県への問合せ方法

原則、**大分県電子申請システム**（下記 URL または 2次元コード）をお願いいたします。

※緊急の場合は、電話でも構いません。

※質問内容をできる限り詳細にご記載いただけますようお願いしませ

2 県から事業者への回答方法

電話又はメール（大分県電子申請システムを通じて）

3 開始時期 令和8年2月9日（月）

○問合せ先（URLを変更しています）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/5599157215041373514>



問合せURL：

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/5599157215041373514>

連絡先：施設支援班

Mail：s12500@pref.oita.jp



③ 事故報告の電子化について

障がい児・者施設、事業所において、利用者に係る事故等が発生した場合、施設等において必要な措置を講ずるとともに、迅速に関係行政機関（県、市町村等）に報告する必要がある。



障福第1062号
令和7年9月1日

○報告の方法

令和7年9月1日から報告方法を、原則として電子申請システム又はメールにて行うように改正
ただし、**死亡事故若しくはそれに類する事故等又は事業所の責による事故等**が発生した場合は、**電話にて第一報**を行うこと

○報告対象

- ①死亡その他重大な人身事故②けが③感染症、食中毒
- ④暴力⑤犯罪行為⑥所在不明⑦職員による虐待
- ⑧火災等の災害⑨役職員の不法行為⑩その他

各 障がい児・者施設、事業所管理者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領の一部改正について

障がい児・者施設、事業所において、利用者に係る事故等が発生した場合、施設、事業所で必要な措置を講じるとともに、迅速に関係行政機関に報告し、連携・協力して事故等発生後の適切な対応を行うことが重要です。

今般、別紙のとおり「障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領」を一部改正したので、今後はこの要領に従って対応に遺漏のないようお願いいたします。

記

○改正概要

- ・事故報告の方法について、原則として電子申請システムを活用した提出フォームによることとしたもの。ただし、死亡若しくはそれに類する事故等又は事業所の責による事故等が発生した場合は、これまでどおり電話にて第一報を行うこと。
- ・報告の手段を具体的に記載したもの。

以上

問合せURL : <https://www.pref.oita.jp/site/syougai-shitei/jiko.html>



④ 事業者連絡用メールアドレスについて

研修や補助金案内等、県からの周知メールについては、法人のメールアドレスに送付しています。

○メールアドレスを変更する場合

メールにて、障害福祉課へその旨報告をお願いします。

表題 : メールアドレスの変更について

本文 : 法人名、変更前メールアドレス、変更後メールアドレス

報告先 : s12500@pref.oita.jp

○お願い

- ・特定のサービス向けのメールについても、送付漏れ防止のため全法人あて送付しています。ご了承ください。
- ・**個人メールアドレスは極力使用しないよう**お願いいたします。
(担当替え等で到達すべきメールが到着しない恐れがあるため)
- ・迷惑メールに設定されていないか、ご確認をお願いいたします。
- ・障害福祉課からメールが到着した際は、**各事業所へ展開をお願いいたします。**



④情報公表未報告減算について

令和8年3月31日までに令和6年度決算情報の報告がなされない場合、「情報公表未報告減算」の対象となります。

対象事業所：**全事業所**

1. 【新設】 障害福祉サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年8月から運用を開始しました。
障害福祉サービス事業者の皆さまには、以下の経営情報の報告をお願いします。

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、 令和8年3月末まで

<報告方法>

独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)にID・パスワードでシステムへログインし、情報の登録を行ってください。

ログインページ：

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

※令和8年3月末までに報告がなされなかった場合は、減算は発覚後では無く、未報告時点の令和8年4月1日に遡って減算対象となります。

2. 【見直し】 障害福祉サービス等情報公表制度の見直し

障害福祉サービス等情報公表制度は、利用者の障害福祉サービス等事業者の選択に役立つよう、事業者障害福祉サービス等情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、障害福祉サービス経営の健全性等の情報を提供するため、障害福祉サービス等事業者の皆さまには、**職員の一人あたり賞金の報告**にご協力をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・職員の一人あたりの賞金 (※任意での報告事項)	障害福祉サービス等情報公表システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

所定単位数の5%を減算

注意

情報公表については、**毎年度更新**が必要です。
毎年5月頭にシステムより通知が来ますので、忘れずに更新をお願いします。7月末まで事業所登録シート未提出の場合は、下記



⑦ハラスメント対策の強化について

令和8年10月から、事業者の顧客ハラスメント対策が義務化されます。

○顧客ハラスメントとは

①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素をすべて満たすものをいう。

○顧客ハラスメント防止のために

事業者は、以下の措置を**必ず**講じなければならない

・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①顧客ハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②顧客ハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を、労働者に周知する、管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対処させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ等

・相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

・事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

・対応の実効性を確保するために必要な顧客ハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられる顧客ハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

・そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する



⑧障がい者虐待防止について

法人内における職員への研修・指導を実施し、虐待の未然防止を徹底

利用者の人格を尊重した支援をお願いします

虐待防止委員会の開催、職員への研修、虐待防止の担当者の配置がされていない場合は虐待防止措置未実施減算を適用

虐待防止委員会の開催、職員への研修、虐待防止の担当者の配置等
対応していない法人が虐待認定された場合は、
法人としての資質が問われます



運営基準について

運営基準等について



○児童指導員又は保育士（児童指導員等）の配置について（基準第5条）

児童指導員等は、児童発達支援の提供時間帯を通じて**基準人員以上**置くこと

（例）定員10名の障害児通所支援事業所の場合・・・児童指導員等2人

※常勤職員が有給の場合、常勤職員を代わりに配置する必要はなく非常勤職員を代わりに配置し、基準人員を満たせばよい

※週6日営業（月～土）の場合、**土曜日**も**基準人員の配置が必要**

※児童指導員等に機能訓練担当職員等を含めることができるが、**半数は児童指導員又は保育士でなければならない**

○児童指導員となる要件（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項）

- ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - ・児童福祉事業に2年以上勤務（高校卒業以上）又は3年以上勤務（その他）
 - ・小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- ※**養護教諭、栄養教諭は対象外**
- ・学校教育法の規定による大学（短大除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者など

運営基準等について



○児童福祉事業とは

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、
児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター
児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター など
- ・同法第12条・・・児童相談所
- ・同法第6条の2の2に規定する事業
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業
- ・同法第6条の3に規定する事業
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業 など

○実務経験年数について

1年の勤務・・・180日以上

運営基準等について



○医療的ケアを行う場合の人員

看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）

○医療的ケアを行う場合の看護職員の配置について

- ・医療的ケア区分3の児童の場合・・・児童1人に対して看護職員1人（1：1）
- ・医療的ケア区分2の児童の場合・・・児童2人に対して看護職員1人（2：1）
- ・医療的ケア区分1の児童の場合・・・児童3人に対して看護職員1人（3：1）

○具体的な算出方法

- ・看護職員は1月間で勤務すべき延べ日数を満たす必要がある。
- ・サービスを提供する時間帯を通じて従事した場合に1人として数える。
ただし、時間帯を満たさず従事の場合はカウントできない。

（例）区分3の児童1人が5日利用、区分2の児童1人が8日利用
区分1の児童1人が10日利用、区分1の児童1人が14日利用

→区分3・・・5日×1人＝5人

区分2・・・8日×0.5人＝4人

区分1・・・（10日＋14日）×0.33人＝8人

合計・・・5人＋4人＋8人＝17人の延べ日数が必要

運営基準等について



○児童指導員等加配加算について

基準人員を満たした上で、専門的支援体制加算対象者を除いて、1以上配置した場合に加算の取得が可能

経験年数（5年以上、5年未満）、常勤（専従、換算）、その他従事者のいずれかで算定

○児童指導員等加配加算の対象者

児童指導員、保育士のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

※当該加算の経験年数には、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した年数を含む

※経験年数は、資格取得またはその職種として配置された以前の年数を含む

○算定の留意事項

・複数者で常勤換算1.0を満たす場合は、加算単位が低い方で算定

（例）経験年数5年以上と5年未満で常勤換算1.0を満たす場合・・・常勤換算5年未満

・当該加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としているため、加配人員はサービス提供時間帯を通じて直接支援にあたる

運営基準等について



○専門的支援体制加算について

基準人員を満たした上で、児童指導員等加配加算対象者を除いて、1以上配置した場合に加算の取得が可能

○専門的支援体制加算の対象者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は児童指導員（保育士又は児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員

※当該加算の経験年数には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した年数を含まない

ただし幼稚園の勤務年数は含まれる

※保育士又は児童指導員の経験年数は、資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した年数のみ含まれる

○算定の留意事項

- ・児童指導員等加配加算と同様、加配人員はサービス提供時間帯を通じて直接支援にあたる

運営基準等について



常勤40時間

児童発達支援、放課後等デイサービスの多機能の場合

加配人員を除いた基準人員のみで、基準を満たしていない日がある
→児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算などの算定不可

No.	(4)職種 <small>※選択肢にない職種については直接入力してください</small>	(5)勤務形態	(6)資格	(7)氏名	(8)																																	
					第1週						第2週						第3週						第4週						第5週									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木									
1	管理者	B																																				
2	児童発達支援管理責任	B																																				
3	児童指導員	A						8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	
4	保育士	C							8						8			8																				
5	児童指導員	C							8				8	8				8	8			8	8			8				8	8							
6	児童指導員	A						8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	
7																																						
8																																						
9																																						
10																																						
11																																						
12																																						
13																																						
14																																						
15																																						
16																																						
17																																						
18																																						
19																																						
20																																						
合計					16	24	24	16	0	16	24	16	24	24	16	0	16	24	16	24	24	16	0	16	24	16	24	24	16	0	16	24	16	24	16	24	0	
サービス提供時間																																						

基準人員

加配人員

運営基準等について



○運営規程の重要事項について

【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 支援の利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

運営基準等について



○従業者の職種、員数及び職務の内容について（基準第37条第2号）

従業者の「員数」は日々変わりうるものものであるため、業務負担等の観点から、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。

（例）児童発達支援責任者 1人以上（1人以上は常勤）
児童指導員又は保育士 2人以上（1人以上は常勤） など

○営業日及び営業時間

営業日及び営業時間の記載は必要であるが、サービス提供時間は記載不要

○定員の遵守について（基準第39条）

原則として、指定障害児通所支援事業所が定める利用定員を超えた受け入れはできない

→利用児童の曜日等を調整するなど定員超過しないように努める

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除く。

→やむを得ない事情で利用定員を超えて受け入れる必要がある場合は、県に相談すること

また、この場合において以下の点に留意

- ・利用人数に応じた人員配置

基準上、利用定員10名を超える場合は、5名又はその端数毎に1名の追加配置が必要

（例）定員10名の事業所で12名の受入となった場合・・・児童指導員等が3人必要

運営基準等について



○記録の整備について（基準第54条）

指定児童発達支援を提供した日から、**5年以上**保存すること（基準第54条）

→サービス提供の記録、個別支援計画、身体拘束の記録、苦情の内容、
事故の状況及び事故に際してとった記録 など

その他書類は法人別の関係法令を遵守し保存

→従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録

○電磁的記録について（基準第83条）

書面の作成、保存等は電磁的記録により行うことができる。

※電磁的記録・・・パソコン、スマホ、タブレット等の電子計算機による記録

電磁的記録の保存・・・上記電子計算機に直接保存又はHDD、USB等に保存

○電磁的方法による交付について

交付、説明、同意等は**相手に十分配慮**したうえで、かつ**承諾を得て**電磁的方法による
交付等が可能

交付、説明・・・電子メールでの送信やHPに掲載しダウンロードできる状態に置く 等
同意・・・客観的に同意の意思表示が確認できる方法

（例）電子メールでの受信、電子認証システムの利用 等

押印についてのQ&A

<https://www8.cao.go.jp/kiseikaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/200622honkaigi04.pdf>



ガイドライン・マニュアルの活用について

厚生労働省からガイドライン・マニュアルにより事業所へ適切な運営方法について提示されております。

項目	厚労省・こ家庭庁サイト
<ul style="list-style-type: none">● 児童発達支援ガイドライン● 放課後等デイサービスガイドライン● 保育所等訪問支援ガイドライン● 障害児支援の安全管理に関するガイドライン● 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き● 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き	https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki
感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
障害者虐待の防止と対応の手引き	https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf



令和8年度における臨時応急的な見直し

応急的な報酬単価の特例

(新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施)

- ・放課後等デイサービス
- ・児童発達支援



応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。**【告示改正・令和8年6月施行】**

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
 - ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
 - ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
 - ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

報酬見直しについて（応急的な報酬単価の特例）



サービス	単位	配慮措置 (以下の場合は、従前の報酬単価を適用)
児童発達支援	所定単位数 の98.8%	<p><重度障害者への配慮></p> <ul style="list-style-type: none">●主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬●基本報酬医療的ケア区分（1～3）、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬
放課後等デイサービス	所定単位数 の98.2%	<p><地域への配慮></p> <ul style="list-style-type: none">●離島・中山間地域（特別地域加算の対象地域）にある事業所に係る基本報酬●自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬<ul style="list-style-type: none">・公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所・自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

こども性暴力防止法について



こどもみんなが
こども家庭庁

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。
この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行される予定です。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。
※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

2

こども性暴力防止法について



令和8(2026)
12/25
施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法 による対応がはじまります！

- Point 1 制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。
- Point 2 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。
- Point 3 制度開始後のトラブル防止のため、**制度開始前から、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none">学校(幼稚園、小中高)認可保育所、認定こども園児童養護施設障害児施設 など	<ul style="list-style-type: none">認可外保育施設一時預かり、病児保育放課後児童クラブ学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none">教員、部活動指導員保育士児童指導員児童発達支援管理責任者 など	<ul style="list-style-type: none">保育従事者子育て支援研修等受講者放課後児童支援員塾講師、指導員 など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後^{※1}、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 … 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 … 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 … 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 … 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、**制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。**



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが重要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと^{※3}

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID^{※2}の事前取得をお願いします。



※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。
※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法 検索



2025年9月作成

こども家庭庁作成
こども性暴力防止法について(事業者向けリーフレット)より

こども性暴力防止法について



ガイドラインP38抜粋

図表 4 学校設置者等となる対象施設・事業

分類	施設・事業
学校教育法 関係	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（法第2条第3項第1号イ）・ 専修学校（高等課程）（同号ロ）
認定こども園 関係	<ul style="list-style-type: none">・ 幼保連携型認定こども園（同号ハ）・ 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園（同号ニ）
児童福祉法 関係	<ul style="list-style-type: none">・ 児童相談所（一時保護施設を含む。）（同号ホ）・ 指定障害児入所施設等（同号ヘ）・ 乳児院（同号ト）・ 母子生活支援施設（同号チ）・ 保育所（同号リ）・ 児童館（同号ヌ）・ 児童養護施設（同号ル）・ 指定障害児入所施設以外の障害児入所施設（同号ヲ）・ 児童心理治療施設（同号ワ）・ 児童自立支援施設（同号カ）・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援）（法第2条第3項第2号イ）・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（同号ロ）・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（同号ハ）・ 登録一時保護委託者（法第2条第3項第3号）

〇こども性暴力防止法関連システム（仮称）の利用登録について



【例】



法人

(例) 社会福祉法人、学校法人

☞ 法では「学校設置者等」と定義

GビズID

(GビズID (メンバー))

R8.4月末までに必ずGビズID(プライム)を取得してください。

GビズID関係

GビズID(プライム)の取得

法人代表者がGビズID(プライム)を取得する。施設ごとではなく、**法人代表者のみ取得できる。**

(例) 学校法人、社会福祉法人…理事長

各法人1つしか取得できません。

GビズIDを忘れないようご注意ください。

【別添「GビズIDの事前取得について」P3~4参照】

※デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」をご参照ください。

GビズIDに関するお問合せ先

電話：0570-023-797

メールでのお問合せについては、添付「参考2」21ページをご確認ください。

【任意】GビズID(メンバー(第一管理者))の取得

プライムの所有者は組織の代表ですが、他の業務との兼ね合いから、代表者自身はシステムのアカウント発行などの実務的な作業を担うことが難しい場合は、必要に応じて、GビズID(メンバー(第一管理者))の取得してください。

(例) 法人の人事部門の長

こども性暴力防止法関連システムへの一括登録

別途お知らせします

こども性暴力防止法関連システムへの事業者情報の登録依頼（後日照会予定）

※こども家庭庁が作成したエクセルファイルにより「とりまとめ登録」を行う。

各施設・事業所は、法人が取得したGビズIDを含む事業者情報を県へ提出する。

**R8.5月下旬まで
(予定)**



物価高騰・処遇改善施策について

- ① 社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（補助金）
- ② 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（補助金）
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等



① 社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（補助金）

社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業とは？

長引く物価高騰下にある社会福祉施設等に対して、エネルギー・食材費等の負担軽減を図るため、重点支援交付金を活用した支援を行うもの

【補助額】

施設入所、共同生活援助 障害児入所、福祉ホーム	18,000円／定員
生活介護、就労継続支援A型、B型、 就労移行、自立訓練、自立生活援助 療養介護、児童発達支援、 放課後等デイサービス、地域活動支援センター	82,000円／施設
居宅介護、同行援護、行動援護、 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、 保育所等訪問、計画相談支援、 障害児相談支援事業	25,000円／施設

※共生型サービス事業所は、介護か障害のどちらかのみ申請可能。

※1施設（事業所）、1申請。

※令和7年度中に電気、ガス、食材費の高騰を理由とした利用者負担の額を上げた施設の申請は不可。

申請時期：令和8年5月頃を予定しています。



② 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（補助金）

【○障害福祉分野における賃上げ・テクノロジー導入等に対する支援】

施策名：ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

令和7年度補正予算案 439億円

※医療・介護等支援
パッケージ

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3036)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※) 処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

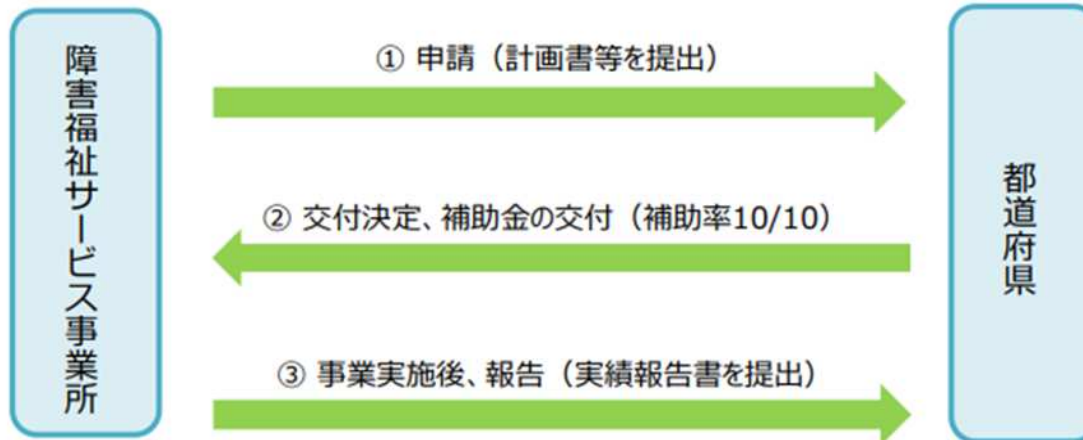
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
 (国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)



② 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（補助金）

補助額 = 令和7年12月の障害福祉サービス等総報酬 × 交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

サービス区分	交付率
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

表 2

サービス区分	交付率
障害児相談支援	47.0%

表 2

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%

<対象外事業所>

- 令和 8 年 4 月以降に新規開設された障害福祉サービス事業所等
- 計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等



② 障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（補助金）

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援が取得するためには基準月において処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア)～(ウ)の要件を全て満たすこと。

(ア) 任用要件・賃金体系の整備等

次の1から3までを全て満たすこと。

1. 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
2. 1に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めていること。
3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記3の要件を満たすこととしても差し支えない。

また、申請時に上記1及び2の定めを整備を令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。

(イ) 研修の実施等

次の1及び2を満たすこと。

1. 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等(OJT、OFFJT等)を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。
 - b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施すること。
2. 1について、全ての職員に周知していること。

ただし、申請時に上記1の計画を策定し、令和8年度中に研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。

(ウ) 職場環境等要件

「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。ただし、申請時に職場環境等要件に係る取組を令和8年度中に行うことを誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月から当該要件を満たしたものと取り扱うこととする。

Q&A参照

問6-2

代表取締役等の役員等が、その事業所の職員として障害福祉サービス等を提供している障害福祉サービス等事業所(例えば、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定特定相談支援事業所など)について、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めることができるか。

(答)

。補助金の申請対象となる障害福祉サービス等事業所における業務を行っていると判断できる場合には、本補助金を原資とする賃金改善の対象に含めることができる。
・そのため、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務を代表取締役等の役員等が行っている指定特定相談支援事業所などについても、補助金を申請し、当該役員等を補助金による賃金改善の対象に含めて差し支えない。



②障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業（補助金）

補助金の申請は、**法人ごとに都道府県に提出**ください。

○提出期限：**令和8年4月15日（水） ※締切厳守**

○申請方法：**大分県電子申請システムで受付**

(URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/7574766231338303748>)

※記入漏れや誤送付を防ぐため、郵送・メール・FAXでの提出はご遠慮ください。

○問合せ方法：下記コールセンターにお願いします。

【福祉・介護職員等処遇改善加算 コールセンター】

T E L : 0 5 0 - 3 7 3 3 - 0 2 3 0

受付時間： 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (土日含む)

大分県ホームページ『障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業について（補助金）』でも発信しています。

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/syoguukaizenkinnkyuu.html>

ページ番号：2330297



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

令和8年度変更点

- ①今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する。（令和8年6月1日～）
- ④ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。



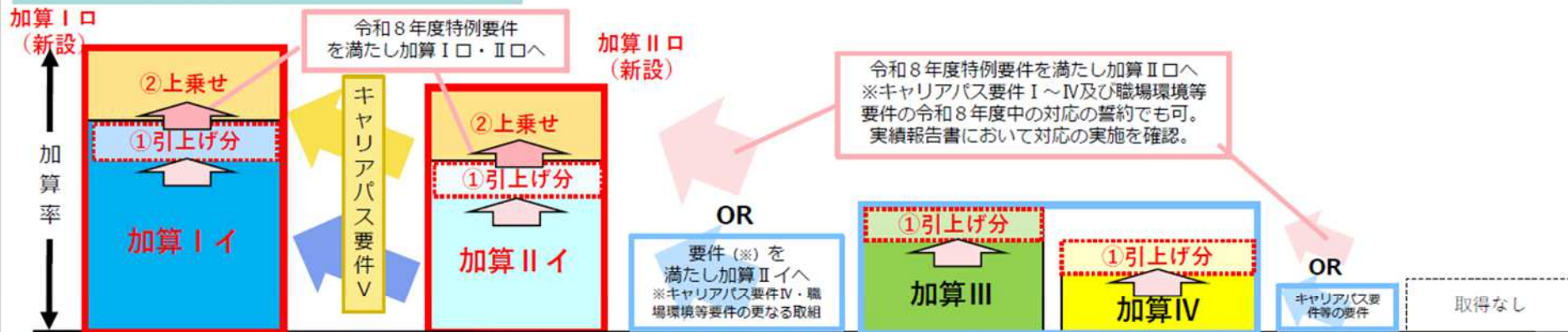
③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

1(1) 処遇改善加算の拡充①

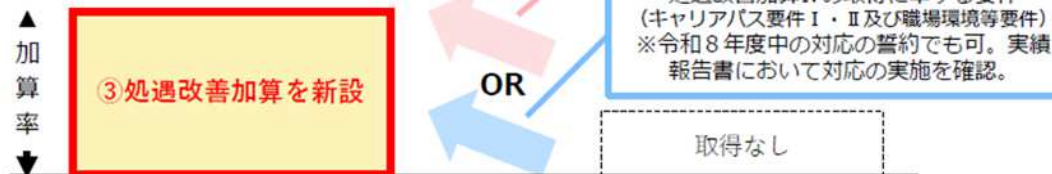
概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件
 : ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(⑩⑪必須)
 イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
 (※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。 2



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助 （介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助 （外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 (職場環境等要件)		○ (※1)	○ (※1)	◎ (※2・3)	◎ (※2・3)
昇給の仕組み (キャリアパス要件Ⅲ)			○	○	○
改善後賃金年額460万円 (キャリアパス要件Ⅳ)				○ (※3)	○ (※3)
経験・技能のある介護職員 (キャリアパス要件Ⅴ)					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組 (※4)

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を上乗せ

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

(※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）

(※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（*）

(※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可

(※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）

(*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

<計画相談支援、障害児相談支援>

加算取得要件：処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件

- キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件

※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

- 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上

⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している

㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入必須

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1 / 2以上を月給賃金で配分

※ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可。実績報告書において対応の実施を確認。



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

(参考)職場環境等要件(令和8年度)

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑯は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供



③福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

○提出期限：**令和8年4月15日（水）** ※締切厳守

※6月以降分もあわせて**令和8年4月15日（水）**提出

但し、相談支援事業のみ運営する法人は、**令和8年6月15日（月）**までに提出すること。

○提出方法：計画書を**大分県電子申請システム**で提出

※国から申請書類が届きしだい通知

※記入漏れや誤送付を防ぐため、郵送・メール・FAXでの提出はご遠慮ください。



その他

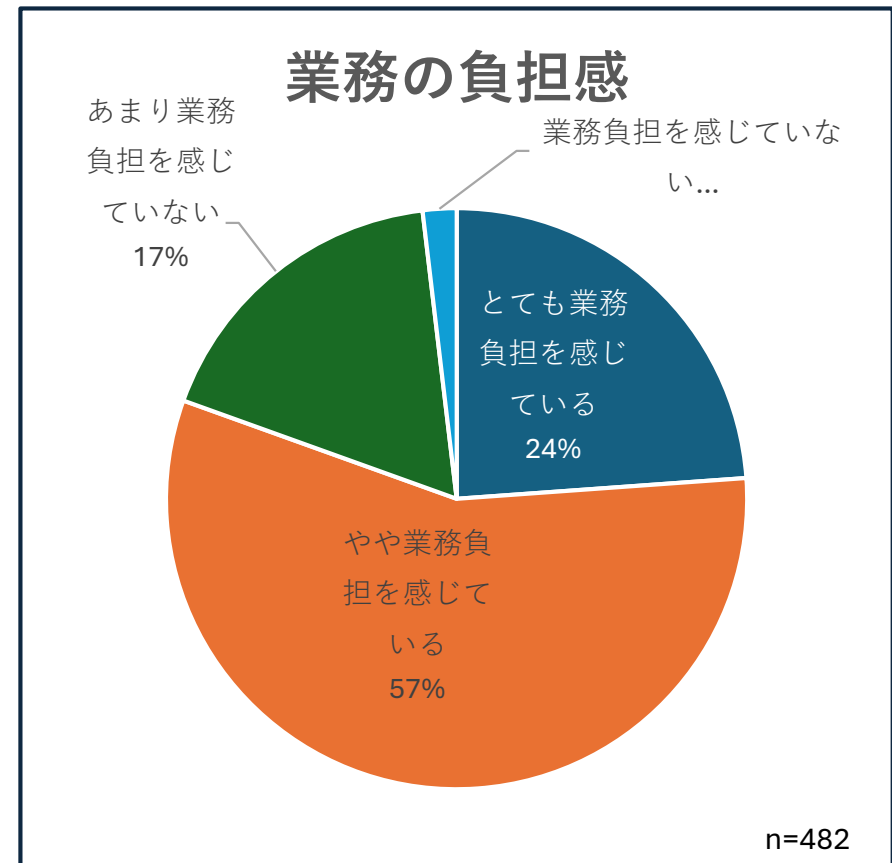
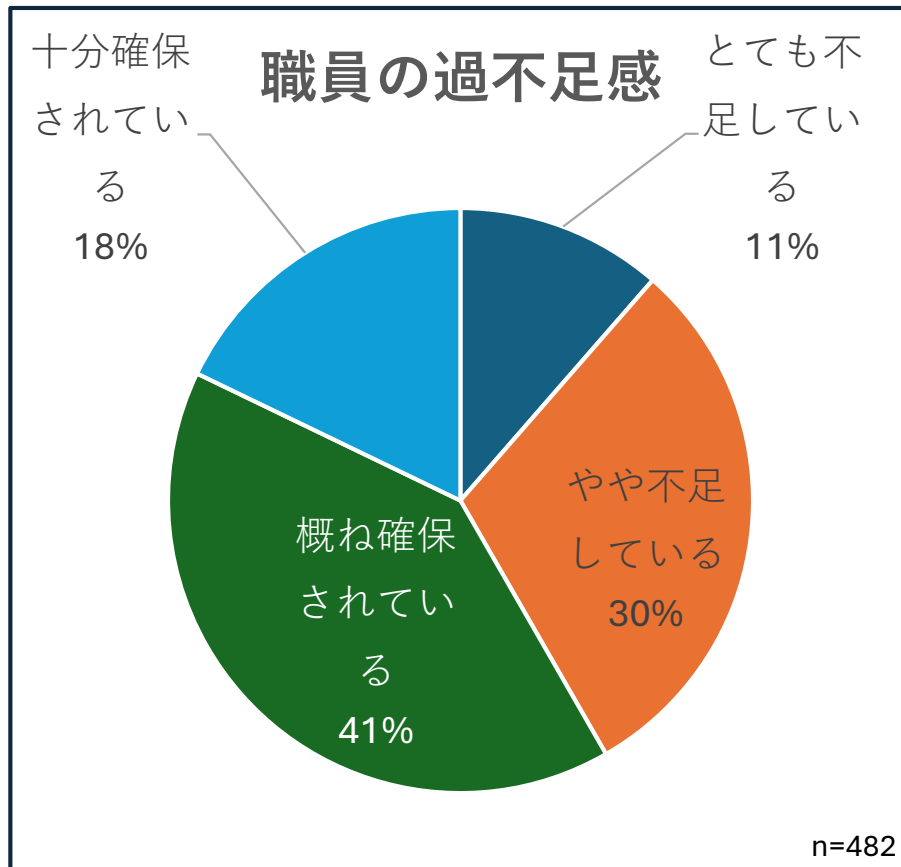
- ① 障がい福祉分野における生産性向上について
- ② 介護テクノロジー導入支援事業について
- ③ 人材確保支援について
- ④ 研修計画について
- ⑤ 施設基準等取扱いについて



① 障がい福祉分野における生産性向上について

【現状及び課題】

- ・障がい福祉分野においても介護分野と同様に人材不足が課題
- ・職員一人あたりの業務負担が大きい
- ・少ない人員でサービスの質の向上が必要





① 障がい福祉分野における生産性向上について

障害福祉分野における生産性向上の目標とKPI

4 目標とKPIの設定

- 介護ロボットやICTテクノロジーの活用等を通じて、障害福祉現場における業務効率化、職員の負担軽減、サービスの質向上を推進する。このため、介護分野における取組も参考に以下のとおりKPIを設定。2020年代に最低賃金1500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。
- なお、障害者の就労支援については、第7期障害福祉計画等に係る基本指針において、福祉施設から一般就労への移行者数に係る目標を設定している。（令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上）

障害福祉分野における生産性向上のKPI

分類	項目	現状	2026年 (令和8年)	2029年 (令和11年)
業務効率化	ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加	32.3% (注1)	50%	90%以上
業務効率化	都道府県ワンストップ窓口設置数の増加	4 (注2)	10以上	47
職員の負担軽減	有給休暇が取得しやすい環境整備を行う事業所の割合の増加	80.9% (注3)	85%	95%以上
サービスの質	資格取得や専門性向上の支援を行う事業所の割合の増加	76.5% (注4)	85%	95%以上

(注1) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減」を実施している事業所の割合

(注2) 厚生労働省において把握しているもの

(注3) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「有給休暇が取得しやすい環境の整備」を実施している事業所の割合

(注4) 厚生労働省「令和4年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」において「働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援等」を実施している事業所の割合



① 障がい福祉分野における生産性向上について

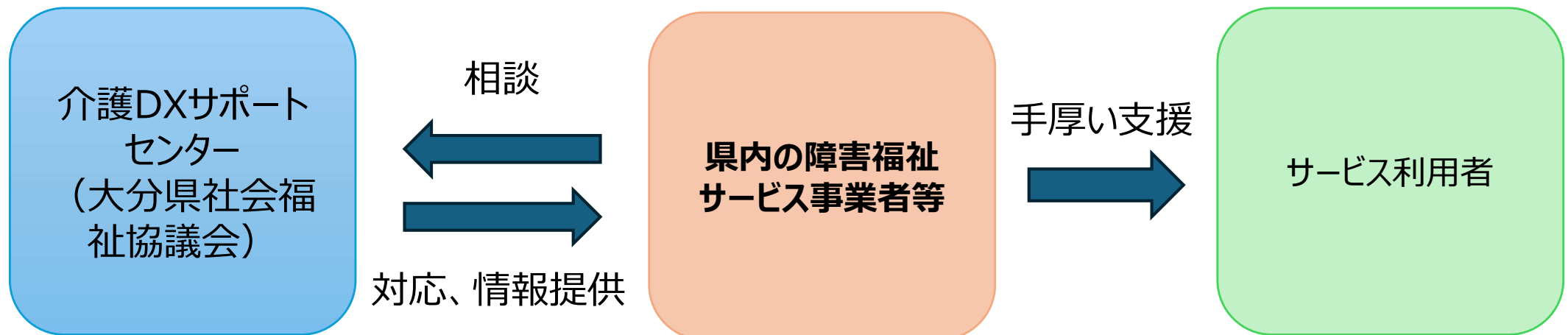
障がい福祉分野における生産性向上

→ 業務の負担軽減により、直接支援の時間を増やしサービスの質の向上を図ること

● 令和8年度の取組み（予定）

生産性向上支援を軸としたサポート体制の整備

- ・随時の相談窓口の整備・・・R8.4.1～
- ・生産性向上や介護DXなどの研修・・・R8.5 R9.2頃



支援の質の向上のため、積極的な取組みをお願いします



②介護テクノロジー導入支援事業について

●これまで

障がい福祉分野における介護ロボット等導入支援事業

障がい福祉分野におけるICT導入支援事業

●R8（予定）

障がい福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業

- ・介護ロボット及びICT導入を一本化
- ・介護ロボットとICT導入を組みあわせて導入することでより高い効果を得られるものを「パッケージ型導入」とし手厚く支援

対象機器	具体的な機器
介護ロボット	移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り・コミュニケーション 入浴支援 等
ICT	インカム、情報端末、記録から請求業務まで一気通貫で実施する ソフトウェア 等



②介護テクノロジー導入支援事業について

対象機器等	対象事業者	上限事業費
介護ロボット	大分市以外の障害福祉サービス事業、 障害者支援施設、障害児通所支援、障 害児入所支援 など	障害者支援施設：210万円/施設 グループホーム：150万円/事業所 その他：120万円/事業所
ICT	大分市以外の障害福祉サービス事業、 障害者支援施設、障害児通所支援、障 害児入所支援 など	100万円/事業所
パッケージ型	県内の障害者支援施設、共同生活援 助、居宅介護、重度訪問介護、短期入 所、重度障害者包括支援 など	1,000万円/事業所

補助率：3/4以内（1,000円未満切捨）

介護テクノロジーを導入する場合は、来年度開催する研修の参加が必須



募集期間は予算成立後～4月末を予定



③ 人材確保支援について

● ふくふく認証（令和6年度～）

職員にとってのやりがいや働きやすさが両立する職場づくりを支援
24項目の基準をクリアした法人を認証

～認証取得まで～

- ①参加宣言・・・ふくふく認証取得に向けた取組みの宣言
- ②取組み・・・法人内で認証基準の達成に向けた制度等の整備
- ③認証申請・・・基準をクリアしたと法人で判断した段階で申請
- ④認証審査・・・基準をクリアしているかどうか書類、実績を元に審査
- ⑤認 証・・・④の審査基準をクリアした法人を認証



令和7年度で7法人、計12法人を認証見込

取組みを支援するため、職員の定着や育成など幅広いテーマのセミナーを開催
前期：6～7月頃 後期10～11月頃



③ 人材確保支援について

● 外国人材受入支援

県内の福祉・介護人材を確保する手段の一つとして、外国人材の受入を希望する事業者に対する支援

・研修会の開催（今年度は2/27開催）

→外国人材の受入を検討している事業者に対し、受入にかかる制度の仕組みや既に受け入れている事業者の状況などの研修会を開催

来年度も同内容の研修を開催予定

・アドバイザー派遣

→外国人材の受入を検討している事業者が、受け入れに必要な専門知識に対応できる相談体制を整備

今年度は3名のアドバイザーを認定

来年度も同内容の相談体制の予定



③ 人材確保支援について

● 外国人材受入支援

県内の福祉・介護人材を確保する手段の一つとして、外国人材の受入を希望する事業者に対する支援

・外国人福祉・介護人材受入支援事業

→海外現地での情報収集、関係構築、広報活動などに要する経費の一部を助成するもの

上限事業費・・・50万円/法人、ただし25万円/人

補助率・・・2/3以内（1,000円未満切捨）

新

・外国人福祉・介護人材雇用緊急支援事業（仮称）

→外国人を雇用する際の初期費用（管理団体等初回手数料、雇用する外国人材の渡航費用、雇用する外国人材の入国前費用など）の一部を助成するもの

上限事業費・・・40万円/人・法人

補助率・・・初回又はふくふく認証事業者 1/2以内

その他 1/3以内



④研修計画について（法定研修）

研修名	対象者	
サービス管理責任者等基礎研修	日程①：9月3、4日 日程②：10月8、9日	サービス管理責任者となる者 児童発達支援管理責任者となる者
相談支援従事者初任者研修（講義部分）	日程①：5月12、13日 日程②：5月19、20日	
サービス管理責任者等実践研修	日程①：11月18、19、12月2日 日程②：12月10、11、15日	
サービス管理責任者等更新研修	日程①：6月17、18日 日程②：7月9、10日	指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等に従事しており、一定の経験を有する者 ・現にサビ管等として従事している ・過去5年間に2年以上のサビ管等、管理者又は相談支援専門員の実務経験がある
相談支援従事者初任者研修	日程：5月12、13日、 6月11、12日、9月16日、 11月16日、11月17日	相談支援専門員となる者
相談支援従事者現任研修	日程：5月26日、8月18日、 10月15日、12月25日	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者 （初回） 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験 （2回目以降） 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験、 又は現に相談支援業務に従事していること

※研修情報は事業者連絡用メールアドレスに発信しています。

※法定研修は大分県HP『令和8年度大分県サービス管理責任者等研修および相談支援従事者研修について』でも発信しています。

URL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/sabi-soudan-kenshu.html>



④ 研修計画について（スキルアップ研修）

研修名		開催時期	研修目的
専門コース別	障がい児支援	開催時期未定	障害児相談支援に携わる者に対し、支援上必要とされる障がい児特有の視点を獲得し、理解を深める研修を実施することで、相談支援専門員や児童発達支援管理責任者等の資質向上を図ることを目的とする。
	意思決定支援		「本人の自己選択・自己決定でエンパワメントを引き出す視点」や「本人の思いに寄り添った意思決定支援」とは何かを考え、実践力を養うことを目的とする。
	就労支援		就労系サービスにおける連携や役割、企業の仕組みや職業アセスメントを研修することで、支援に必要な知識と技能を獲得し、資質向上を図ることを目的とする。
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修・実践研修)		11月、12月頃 ※県実施分	強度行動障害の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、強度行動障害のある方に対する適切な支援を行うための人材育成を図ることを目的とする。
高次脳機能障害支援養成研修		開催時期未定	高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。
障がい者虐待防止・権利擁護研修			障がい者虐待防止及び権利擁護に関する基礎的な知識を習得し、研修受講者の復命研修を通じて、障がい者虐待防止体制の強化を図ることを目的とする。
ピアサポート研修		7月～R9.2月で	自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の要請を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。



④ R8研修計画について（スキルアップ研修）

研修名	開催時期	研修目的
同行援護従業者養成研修	開催時期未定	視覚障害により外出時においてサポートを必要とする方に介護サービスを提供するため、必要な知識及び技能を習得することを目的とする。
重度訪問介護従業者養成研修		重度の肢体不自由者（障害程度区分4～6）または重度の知的障害・精神障害により日常的にサポートを必要とする方にサービスを提供するため、必要な知識及び技能を習得することを目的とする。
居宅介護職員初任者研修		障害者総合支援法で規定する障害福祉サービスにおいて、障がい者（児）の特性に配慮した適切な居宅介護等を提供するため、必要な知識及び技能を習得することを目的とする。
障害児通所支援事業 療育担当職員基礎研修		県内で障害児通所支援事業等を実施する施設・事業所が大幅に増加し、療育が身近な場となってきた一方で、各事業所のサービスの質の向上が課題となっている。 このため、施設・事業所において療育を担当する職員を対象として、障がい児療育の基礎や実技についての研修を行うことによりサービスの質の向上を図ることを目的とする。
医療的ケア児等支援者養成研修		人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等の支援の現状、支援の実際、支援方法等について学びを深めることを目的とする。
医療的ケア児等コーディネーター 養成研修		医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う医療的ケア児等コーディネーターの育成を図ることを目的とする。（市町村推薦）
精神障がい者地域移行・定着 促進研修		精神障がい者の地域移行・定着を推進には医療機関や地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制を構築することが必要とされるため、各々の立場での地域での取組、連携における課題について共有し、相互理解を図ることを目的とする。
医療と福祉の相互理解に向けた研修		精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進にあたっては、医療機関や地域の援助事業者等が、各々の役割を相互に理解し、重層的に連携していくことが必要とされるため、支援者間の相互理解及び連携の促進を図ることを目的とする。
精神障がい者地域移行ラボラトリー "イコラボ"		精神障がい者の地域移行・定着支援における質の高い相談支援専門員を育成を図ることを目的とする。



事業所説明会のご質問は

下記のURLまたは2次元コードから質問ください。

問合せURL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/5599157215041373514>

